

令和2年11月17日

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表登録に関する評価機関による勧告について

我が国よりユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録に向けて提案した「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」について、この度、無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関より「記載」の勧告があり、ユネスコ無形文化遺産公式サイト (<http://www.unesco.org/culture/ich/>) において公表されましたので、萩生田文部科学大臣の談話と併せて、お知らせいたします。

本勧告を受け、本年12月14日～12月19日の間、パリで開催される第15回政府間委員会において最終決定がなされます。

(参考1) 評価機関による勧告の3区分

- ・①「記載 (Inscribe)」: 代表一覧表に登録するもの。
- ・②「情報照会 (Refer)」: 提案国に追加情報を求めるもの。
- ・③「不記載 (Not to inscribe)」: 登録基準を満たさないもの。

(参考2) 評価機関

評価機関は、各地域から選出された専門家6名とNGO6団体で構成。代表一覧表登録等について事前審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。

2. 今後の予定

第15回政府間委員会 (令和2年12月14日～12月19日、パリ) において、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録に関する最終決定がなされる。

なお、同委員会での決議は、評価機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「不記載」の3区分である。

<担当> 文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
室長 山田 (内線 4784)
室長補佐 守山 (内線 2870)
無形文化遺産係 吉川・櫻井 (内線 4698)
電話 : 03-5253-4111 (代表) , 03-6734-4698 (直通)
FAX : 03-6734-3820

委員会は、

1. 日本が「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を代表一覧表に提案したことを確認する。
2. 提案書に含まれている情報をもとに、5つの基準を満たしていると決定する。
3. 代表一覧表に「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を記載する。
4. 日本が、大変よく調べられ、代表一覧表への記載が無形文化遺産全般の重要性の可視化や認知向上に貢献できる好例となる提案書を提出したことを称讃する。
5. さらに、日本が無形文化遺産と有形文化遺産である建造物との本質的な関係に光を当て、持続可能な開発に沿った提案を行ったことを称讃する。
6. また、日本が関係するコミュニティの参画を得て提案を行ったことも称讃する。

（詳細は別添原文参照）

**「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の
ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に関する
評価機関の勧告に対する萩生田文部科学大臣談話**

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関における事前審査において、無形文化遺産の代表一覧表にふさわしいとして「記載」の勧告を受けたことは、大変喜ばしいことである。

最終的な結論は、本年12月14日～12月19日にパリ（フランス）で開催されるユネスコ無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会において正式決定される予定であり、評価機関の勧告どおりに代表一覧表に記載されるよう、期待している。